## 県南広域振興局長告示第106号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成25年5月28日

県南広域振興局長 遠 藤 達 雄

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 283号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員		延 長
遠野市上郷町板沢17地割3番2から綾織町新里1地割61	新	A	m	m
番2まで			83.00~10.10	10, 140. 6
遠野市上郷町平野原3地割20番8から板沢17地割3番2		В		
まで			86.50~16.60	3, 498. 7
遠野市上郷町平倉40地割22番4から綾織町新里28地割29		С		
番1まで			129.80~16.00	11, 150. 0
遠野市上郷町板沢17地割3番2から綾織町新里1地割61	IΒ	A		
番2まで			83.00~10.10	10, 140. 6
遠野市上郷町平野原3地割20番8から板沢17地割3番2		В		
まで			86.50~16.60	3, 498. 7

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 国土交通省東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所並びに県南広域振興局土木部遠野土木センター
  - (2) 期間 平成25年5月28日から同年6月28日まで